

苫小牧港港湾計画書

－ 改 訂 －

平成 19 年 11 月

苫小牧港港湾管理者

苫小牧港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 9 年 2 月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成 9 年 3 月 港湾審議会第 1 6 2 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 9 年 7 月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成 1 0 年 5 月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成 1 0 年 7 月 港湾審議会第 1 6 6 回計画部会
- ・ 平成 1 2 年 1 月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成 1 2 年 3 月 港湾審議会第 1 7 1 回計画部会
- ・ 平成 1 4 年 1 月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成 1 9 年 1 月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成 1 9 年 3 月 交通政策審議会第 2 3 回港湾分科会

の議を経た苫小牧港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	苫小牧港への要請	1
2	港湾計画の方針	3
II	港湾の能力	6
III	港湾計画で定める機能別の計画	7
1	物流	7
1-1	公共埠頭計画	7
1-2	危険物取扱施設計画	11
1-3	専用埠頭計画	12
1-4	水域施設計画	13
1-5	外郭施設計画	17
1-6	臨港交通施設計画	18
2	交流・環境	21
2-1	港湾環境整備施設計画	21

2-2	廃棄物処理計画	22
2-3	マリーナ計画	22
3	安全	23
3-1	大規模地震対策施設計画	23
3-2	小型船だまり計画	25
4	その他	27
4-1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	27
4-2	船舶の物資補給等への対応	29
IV	土地造成及び土地利用計画	30
1	土地利用計画	30
2	土地造成計画	31

I 港湾計画の方針

1 苫小牧港への要請

苫小牧港は、北海道南西部太平洋岸に位置し、西港区と東港区からなる、海岸線延長約 24 km、港湾区域約 14,300 ha の広大な水域を有する港湾である。

西港区は昭和 38 年 4 月、東港区は昭和 55 年 10 月にそれぞれ供用を開始し、以来、北海道の流通拠点として重要な役割を果たし、昭和 56 年 5 月に特定重要港湾に指定された。

今日の苫小牧港は、札幌圏を中心に北海道全域に及ぶ背後圏を抱え、北米や東アジア、東南アジア等を結ぶ外貿定期コンテナ船や外国貨物船が寄港する国際貿易港であるとともに、東京港や大阪港をはじめとする国内主要港とを結ぶ、国内最多の内航定期航路を有する国内拠点港として、北海道はもとより我が国の経済及び国民の生活に大きく寄与してきた。

平成 17 年における港湾取扱貨物量は、約 1 億 800 万トンであり、北海道全体の港湾取扱貨物量の約半分を取扱っている。

一方、本港を取り巻く状況は、近年大きく変化しており、中国をはじめとする東アジア地域の急速な発展により、今後、これら地域とのさらなる交易の活発化が期待されており、増大する外貿コンテナ貨物に対応するため、外貿コンテナ貨物の取扱機能の強化を図る必要がある。

内貿貨物においては、フェリーや RORO 船により輸送される内貿ユ

ユニット貨物の増大と船舶の大型化の進展により、背後用地の狭隘化、係留施設延長の不足等の問題が生じており、内貿ユニット貨物の取扱機能の強化が求められている。

近年、臨海部にリサイクル企業が進出してきており、循環型社会の実現に向けたリサイクルポートとしての機能強化や北海道の産業競争力を支えるため、輸送コスト低減に向けたバルク船の大型化に対応する機能強化が求められている。

これらは、苫小牧東部地域に立地する産業機能に対応するためにも求められている。

本港では物流機能及び産業機能の整備が中心に行われてきたことから、市民等のための交流空間が十分に確保されてこなかった。このため、国内の主要港湾との定期フェリー航路が就航していることや、新千歳空港や北海道の中心都市である札幌市に近いことなど、交通の要衝に位置する優位性を生かした交流・観光拠点の確保が求められている。

また、本港は我が国の国際海上コンテナ輸送を担う中核国際港湾と位置付けられ、国内屈指の流通港湾であり、その中でも北海道経済と北海道民の生活を支える港湾として大きな役割を担っていることから、大規模地震発生時における緊急物資輸送及び物流機能の維持に対応する必要がある。近年、発生している地震災害にかんがみ、本港においても早期にこれらに対応した機能確保が求められている。

2 港湾計画の方針

広域的な物流需要に対応した流通港湾の形成を通じて「発展するアジア経済圏に北海道を組み込む“要となるみなと”」を目指すため、平成30年代前半を目標年次として、以下の方針の下、港湾計画を改訂する。

(1)【物流】国際・国内輸送ネットワーク拠点としての機能強化

- ①外貿コンテナ貨物の増大への対応と効率的な荷役のため、外貿コンテナ埠頭を東港区へ集約し、取扱機能の強化を図る。
- ②内貿ユニット貨物に関わる物流サービス水準の向上を図るため、西港区の内貿ユニットロードターミナル機能の再編と東港区への機能展開による強化を図る。
- ③循環型社会の実現及び産業競争力の強化に対応するため、東港区にバルクバースを配置し機能強化を図る。
- ④港湾と背後地域との円滑な交通を確保するため、港内の交通体系の向上を図るための臨港交通機能を確保する。
- ⑤港内における船舶の安全な航行、停泊や係留、さらには安定した荷役作業を行うため、港内静穏度を確保するとともに長周期波対策を図る。

(2)【交流・環境】交流、観光の拠点づくりと住民参加による快適な「みなとまちづくり」・良好な港湾環境づくり

- ①海・陸・空が近接したポテンシャルを活かし、市民をはじめ市内外からの来訪者が「港」・「海」にふれあい、憩い、また、賑わえる快

適な港湾空間を創出する。

- ②港や海辺を活用したイベント等を通じて、多くの人々が交流し、港への理解を深める市民参加型の交流拠点づくりを推進する。
- ③浚渫土砂を適正に処分する海面処分場を確保するとともに、環境と共生するみなとづくりに取り組んでいく。

(3)【安全】安全・安心で信頼性の高い港湾空間の形成

- ①大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能や、経済活動を維持する物流機能を確保するため、大規模地震対策を推進する。
- ②安全で安心なポートサービス体制を確保するとともに、漁船等の安全かつ効率的な利用を図るため、小型船だまり機能の強化を図る。

以上の方針のもと、物流・交流・環境・安全の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①東港区弁天地区南部及び浜厚真地区東部は、物流関連ゾーンとする。
- ②東港区柏原地区北部、静川地区東部、弁天地区東部、浜厚真地区西部は、生産ゾーン及びエネルギー関連ゾーンとする。
- ③東港区勇払浜地区は、交流拠点ゾーンとする。
- ④西港区汐見地区及び本港地区北部は、船だまり・水産関連ゾーン及び交流拠点ゾーンとする。
- ⑤西港区本港地区及び真古舞地区北西部、東部、勇払地区東部は、物流関連ゾーンとする。

- ⑥西港区真古舞地区北東部及び南部、西部、勇払地区北部、南部は、
生産ゾーン及びエネルギー関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成30年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のとおり定める。

取扱貨物量	外 貿 (うちコンテナ)	2,220万トン (340万トン[30万TEU])
	内 貿 (うちフェリー)	8,960万トン (5,970万トン)
	合 計	11,180万トン
船舶乗降旅客数		105万人

Ⅲ 港湾計画で定める機能別の計画

1 物流

1-1 公共埠頭計画

(1) 外貿コンテナ埠頭計画等

軽工業品、雑工業品等の外貿コンテナ貨物、鉱産品の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

東港区弁天地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 330 m (うち 280 m 既設)
(コンテナ船用)

[既定計画] EC3

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既定計画] EC2

埠頭用地 30 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 20 ha 既設) [既定計画]

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

(2) 外貿埠頭計画

石炭、特殊品等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

東港区弁天地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m

[既定計画の変更計画] EB1

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

[既定計画の変更計画] EB2

埠頭用地 11 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 14 m 岸壁 2 バース 延長 660 m

(コンテナ船用)

水深 10 m 岸壁 6 バース 延長 1,020 m

埠頭用地 57 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(3) 内貿ユニットロード埠頭計画

R O R O 船等の利用に対処するとともに、船舶の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

東港区浜厚真地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 0 m

[既定計画の変更計画] ES1

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 7 0 m (うち 2 4 0 m 既設)

[既設の変更計画] ES2

埠頭用地 1 5 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 7 h a 既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m

水深 1 0 m 岸壁 3 バース 延長 5 1 0 m

既設

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m

既定計画

埠頭用地 2 7 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 7 h a 既設)

(4) 外内貿埠頭計画

金属類、砂・砂利・石材等の貨物を取り扱うこととしていた公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

東港区浜厚真地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

水深 7.5 m 岸壁 6 バース 延長 780 m

埠頭用地 22 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1－2 危険物取扱施設計画

石油類等を取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

東港区浜厚真地区

水深 9 m ドルフィン 1 バース（専用） [既定計画] ETT1

西港区真古舞地区

水深 9 m 岸壁 3 バース 延長 5 1 0 m（専用）

[既定計画] WTF1～WTF3

水深 7.5 m ドルフィン 5 バース（専用）

[既定計画] WED3～WED5 WED9 WED13

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 7 m（専用）

[既定計画] WED15

1-3 専用埠頭計画

機械類、鉱産品その他等を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

西港区勇払地区

水深 7.5 m ～ 10 m 岸壁 5 バース 延長 818 m (専用)

[既定計画] WTY1～WTY5

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 280 m (専用)

[既定計画] WNY

1-4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

東港区外港地区

弁天航路 水深 14 m 幅員 400 m [既設の変更計画]

〔 既設（工事中）
弁天航路 水深 14 m 幅員 400 m 〕

西港区外港地区

外港航路 水深 15 m 幅員 400 m（工事中）[既設]

なお、これに伴い、西防波堤 130 m を撤去する。

2) 泊地

東港区弁天地区 水深 14 m 面積 4 h a (うち 2 h a 既設)

[既設の変更計画]

東港区弁天地区 水深 12 m 面積 1 h a (うち 1 h a 既設)

[既設の変更計画]

東港区弁天地区 水深 10 m 面積 4 h a

[既定計画の変更計画]

既設 (工事中)

水深 14 m 面積 105 h a

既定計画

水深 10 m 面積 52 h a

東港区浜厚真地区 水深 14 m 面積 6 h a [既設の変更計画]

東港区浜厚真地区 水深 9 m 面積 13 h a (うち 8 h a 既設)

[既定計画の変更計画]

既設

水深 14 m 面積 51 h a

既定計画

水深 12 m 面積 53 h a (うち 37 h a 既設)

水深 10 m 面積 26 h a

水深 7.5 m 面積 6 h a

西港区真古舞地区 水深 9 m 面積 4 h a [既定計画]

西港区真古舞地区 水深 7.5 m 面積 1 h a [既定計画]

西港区勇払地区 水深 1 2 m 面積 1 h a [既定計画]

西港区勇払地区 水深 7.5 m～1 0 m 面積 4 h a [既定計画]

3) 航路・泊地

東港区弁天地区 水深 14 m 面積 47 ha [既設の変更計画]

既設（工事中）
水深 14 m 面積 105 ha

なお、これに伴い、内防波堤 1,030 m を撤去する。

東港区浜厚真地区 水深 14 m 面積 45 ha

[既設の変更計画]

東港区浜厚真地区 水深 9 m 面積 29 ha

[既定計画の変更計画]

既設
水深 14 m 面積 51 ha
既定計画
水深 12 m 面積 53 ha（うち 37 ha 既設）

1-5 外郭施設計画

港内静穏度の確保及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

防波堤

東港区外港地区 内防波堤 延長 1,280 m (うち 900 m 既設)

[既設の変更計画]

西港区外港地区 東島防波堤 延長 770 m (うち 370 m 既設)

[既定計画]

1-6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

1) 東港区

道路

臨港道路弁天ふ頭幹線 [既定計画の変更計画]

起点 弁天ふ頭

終点 都市計画道路東港北通 2車線

既定計画

臨港道路弁天ふ頭幹線

起点 国際コンテナふ頭

終点 都市計画道路東港北通 4車線

臨港道路弁天ふ頭1号線

起点 弁天ふ頭

終点 臨港道路弁天ふ頭幹線 2車線

臨港道路弁天ふ頭2号線

起点 弁天ふ頭

終点 臨港道路弁天ふ頭幹線 2車線

臨港道路弁天ふ頭3号線

起点 弁天ふ頭

終点 臨港道路弁天ふ頭幹線 2車線

臨港道路弁天ふ頭4号線

起点 弁天ふ頭

終点 臨港道路弁天ふ頭幹線 2車線

臨港道路中央ふ頭幹線〔既定計画〕

起点 臨港道路東部南線

終点 都市計画道路東港北通 2～4車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路浜厚真ふ頭幹線

起点 浜厚真ふ頭

終点 国道235号 4車線

2) 西港区

道路

臨港道路西部中央 2 号線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路中央北ふ頭西幹線

終点 臨港道路勇払ふ頭幹線 2 車線

既設 (工事中)

臨港道路西部中央 2 号線

起点 臨港道路中央北ふ頭西幹線

終点 臨港道路中央北ふ頭東幹線 2 車線

臨港道路西部中央 3 号線 [既定計画]

起点 臨港道路西部中央 1 号線

終点 入船ふ頭 2 車線

2 交流・環境

2-1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

1) 東港区

弁天地区 緑地 33ha [既定計画の変更計画]

浜厚真地区 緑地 9ha (うち4ha既設)

[既定計画の変更計画]

勇払浜地区 緑地 10ha (うち2ha既設)

[既定計画]

既定計画

弁天地区 緑地 35ha

浜厚真地区 緑地 15ha (うち4ha既設)

2) 西港区

本港地区 緑地 12ha (うち7ha既設)

[既定計画]

2-2 廃棄物処理計画

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

浚渫土砂 230 万 m³ を埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

東港区弁天地区 海面処分用地 17ha [新規計画]

西港区汐見地区 海面処分用地 24ha (工事中) [既設]

2-3 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

[マリーナ計画]

東港区勇払浜地区

小型栈橋 5基 (うち3基既設) [既定計画]

3 安全

3-1 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資の輸送及び国際物流機能の維持等に対応した大規模地震対策施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に、物資の緊急輸送、住民の避難等に加するとともに、外貿コンテナを中心とする物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

東港区弁天地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既定計画] EC2

緑地 4 ha [既定計画の変更計画]

道路 臨港道路中央ふ頭幹線 [既定計画]

起点 臨港道路東部南線

終点 都市計画道路東港北通 2～4 車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 330 m [既定計画]

(2) 緊急物資の輸送等に対応した大規模地震対策施設

既存施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資等の緊急輸送、住民の避難等に対応するため、大規模地震対策施設として計画する。

西港区本港地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 0 m [既設の変更計画] WN3

緑地 6 h a (工事中) [既設]

道路 臨港道路西ふ頭中央線 [既設]

起点 西ふ頭

終点 国道 3 6 号 4 車線

3-2 小型船だまり計画

ポートサービス船、漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

東港区弁天地区

弁天船だまり

泊 地 水深4m 面積5ha（うち1ha既設）

[既定計画]

防波堤 延長340m [既定計画]

物揚場 水深4m 延長540m（うち150m既設）

[既定計画]

埠頭用地 4ha（うち2ha既設） [既定計画]

西港区汐見地区

第1船だまり

泊 地 水深4.5m 面積1ha [既定計画]

岸 壁 水深4.5m 延長102m [既定計画]

第3 船だまり

泊 地 水深 4.5 m 面積 2 h a (うち 1 h a 既設)

[既定計画]

水深 3.5 m 面積 1 h a [既定計画]

岸 壁 水深 4.5 m 延長 1 3 0 m [既定計画]

物 揚 場 水深 3.5 m 延長 3 1 6 m [既定計画]

埠頭用地 6 h a (うち 4 h a 既設) [既定計画]

4 その他

4-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として

機能するために必要な施設]

東港区弁天地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 330 m (うち 280 m 既設)

(コンテナ船用)

[既定計画] EC3

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既定計画] EC2

水深 12 m 泊地 面積 1 ha (うち 1 ha 既設)

[既設の変更計画]

臨港道路中央ふ頭幹線 [既定計画]

起点 臨港道路東部南線

終点 都市計画道路東港北通 2～4 車線

東港区浜厚真地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 0 m

[既定計画の変更計画] ES1

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 7 0 m [既設の変更計画] ES2

水深 9 m 泊地 面積 1 3 h a (うち 8 h a 既設)

[既定計画の変更計画]

東港区外港地区

内防波堤 延長 1,2 8 0 m (うち 9 0 0 m 既設) [既設の変更計画]

西港区本港地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 0 m [既設の変更計画] WN3

西港区外港地区

東島防波堤 延長 7 7 0 m (うち 3 7 0 m 既設) [既定計画]

4-2 船舶の物資補給等への対応

物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設]

西港区本港地区

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 2 6 0 m

[既設] WK1,WK2

水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 1 8 0 m

[既設] WK3,WK4

Ⅳ 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用および土地造成を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

東港区

単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
弁天地区	(46) 46	(109) 109		(182) 182	(49) 61	(105) 105	(33) 291	(17) 17	(541) 811
浜厚真地区	(26) 26	(117) 117		(322) 322	(14) 16		(9) 69		(488) 550
柏原地区				(411) 411	(1) 26		169		(412) 606
静川地区					28	(352) 352	262		(352) 641
勇払浜地区	(1) 1		(5) 5		(1) 1		(10) 10		(17) 17
合計	(72) 72	(227) 227	(5) 5	(916) 916	(64) 131	(457) 457	(51) 800	(17) 17	(1,808) 2,625

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

西港区

単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
汐見地区	(9) 9	(22) 22			(1) 2			(24) 24	(55) 57
本港地区	(43) 43	(103) 103			(9) 10		(12) 12		(167) 168
真古舞地区	(43) 43	(115) 115		(511) 511	(24) 37	(38) 38	(10) 10		(742) 755
勇払地区	(15) 15	(122) 122		(899) 899	(17) 45		(1) 1		(1,053) 1,081
合計	(110) 110	(362) 362		(1,410) 1,410	(52) 95	(38) 38	(22) 22	(24) 24	(2,017) 2,060

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地造成計画

東港区

単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面 処分 用地	合計
弁天地区	(13) 13	(3) 3			(1) 1			(17) 17	(33) 33
合計	(13) 13	(3) 3			(1) 1			(17) 17	(33) 33

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。